

のお答えの中にも、本給一本という方針でいくということでございますので、現在のこの初仕給の関係、それと、勸奨金の基準からいくと、退職時における号俸のアップについても、恐らくなくしていくという方向だと思っております、それを確認しておきたいと思っております。

それと、これはついでになって申しわけないのですが、特別職についても非常にやはり一般職員よりもある面では高いという気もするんですけども、これもあわせて市長の考え方を伺いします。

それともう一つ、これは細かくなりますけれども、勸奨金の退職基準の三条、これは勸奨金に足りないという項ですけれども、これに該当する職員が何人いるか。一般職が六十歳以上で管理職が五十五歳以上になると思いますが、現状でこの三条に該当する人が何人いるか、これを教えていただきたいと思います。

○市長（田村匡雄君） 小野沢議員さんの御質問に、自席からお

答えさせていただきます。

職員の退職金の問題でございますけれども、市長が最終的にはどのくらいにするのかということだと思っておりますけれども、市長会は、いろいろと助役会等に降ろしていろいろと研究していただいておりますけれども、最初は、やはり都並みということ、相当な年限をかけて国並みということに、相当であろうと、少ないということじゃないと思っております、そのように私は考えております。退職手当組合の四十二団体の数少ない議員の一人でございます、できるだけやはり住民感情等も考慮いたしまして、そのように考えますし、またそのように発言をさせていただきたいというふうに考えております。

それから特別職は、これは退職金の関係でございます。この件につきましても、市長会等である程度、これからは一率でいくという声があるようでございますので、この件についても市長会等で相談いたしまして、やはり先ほど申し上げた

とおり、住民感情等をやはり考慮いたしまして考えさせていた
だきたいとそう考えております。

○ 総務部長（浅見裕康君） お答えをします。

駆け込みの件ですけれども、武蔵野市と同じでして、やはり条
例等が改正されないとするれば、当然のいゆる規定に準じた権
利としてそのままを出すということになります。

それから、いわゆる勧奨大退職、これの年齢に達して、なおかつ申
し出をしなかったという方の現在の職員の数でございますけれども、
「六名でございます。」

○ 十三番（小野沢久君） 一つだけお尋ねして終わりたいと思ひますけ
ども、特別昇給の考え方が、規則で決まっております、
一号級、二号級それぞれランクつけてアップするようになってお
りますけれども、退職直前に二号級もやっぱり上がるというような
ことは、余り好ましくないですね。先ほど助役の説明では五年
後、これは案ですから、基本給一本という方針だということなの

で、そういう考え方があるのどうかという点、特別昇給の件、退職
前に上がる特別昇給のことについて、基本給一本でいくということ
ならば、これはなくなるんじゃないかと思うんですけども。なくなる
方がすっきりして、市民に理解を得られると思うんで、その考え方、
これだけ一件お尋ねして終わりたいと思ひます。

○ 助役（古谷徳男君） 基本給の一本ということでございますが、これ
は先ほど御説明申し上げましたように、目標といたしまして、いま
七十五の六十一月というものの目標を持ち、五年間のうちにそういう
ふうにしていくということ、この中に基本給というものの一本という
ことも、そういう目標ということでございますので、これは、各地市
も本当にはらつきがあります。ですからそれに向けて早い時期にや
っていくということ、市長会へあねるということになろうかと
思ひます。

○ 議長（田村市郎君） 一時四十五分まで休憩いたします。

午後一時三十二分 休憩

午後一時四十六分 開議

○議長（田村市郎君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告をいたさせます。

（森田議会事務局局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（田村市郎君）以上で報告は終わりました。

○議長（田村市郎君）お諮りいたします。

新たに提出された四議案を本日の日程に追加し、先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。よって、新たに提出された四議案を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

ました。

○議長（田村市郎君）追加日程第一議案第六十二号福生市議会の議員の昭和五十八年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君及び豆壇）

○助役（古谷徳男君）議案第六十二号福生市議会の議員の昭和五十八年六月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

提案理由は、そこにございますように、六月期に議員さんに支給します期末手当の支給割合を定めようとするものでございます。

条例は二条からなっておりまして、一条は目的でございまして、支給の時期にその都度支給率を定めるんだ、そういうことの目

的でございます。二条の支給割合を百分の百六十七にいたしたいと
こういうことでございます。
附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行をする。以
上でございます。

慎重に御審議をいただきまして、原案を御決定くださいます
ようお願いを申し上げます。

○議長（田村市郎君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案六十二号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。よつて議案第六

十二号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（田村市郎君）追加日程第二議案第六十三号福生市の一般職員
の昭和五十八年六月期期末手当の支給割合を定める条
例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君）議案第六十三号福生市の一般職員の昭和五
十八年六月期期末手当の支給割合を定める条例について御説
明を申し上げます。

本案は、ただいま御可決いただきました議案第六十二号と
内容は同じものでございまして、職員に対する支給率を定めよ
うとするものでございます。その支給割合を百分の百六十七とい
たいたいものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行い

だいたいというものでございます。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。

慎重、御審議をいただきまして原案を御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十三号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（田村市郎君） 追加日程第三議案第六十四号福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 御指名をいただきましたので、議案第六十四号福生市教育委員会委員の任命について、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち木村和男氏は、昭和五十八年六月十五日をもって仕期満了でございます。木村和男氏におきましては、すでに二期教育委員を勤められ、大変経験が豊かな方であります。その間、教育委員として熱心に教育行政に取り組み、御活躍されておりますので、再度御就任をいただくよう考えておりますので、本日、議案として御同意方御提案申し上げた次第でございます。木村和男氏の履歴につきましても、お手元の資料のとおりでございますので、何とぞよろし

く御審議をいただきまして、御同意たまゆらんことをお願い申し上げて、説明にかえさせていただきます。

○議長（田村市郎君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十四号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。よって議案第六十四号は原案のとおり同意いたしました。

○議長（田村市郎君）追加日程第四諮問第一号人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 田村匡雄君 登壇）

○市長（田村匡雄君）御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました諮問第一号につきまして、提案の御説明を申し上げます。

人権擁護委員を推薦する場合には、法の定めによりまして、議会の御意見を聞きながら、法務大臣に推薦することになっております。御承知のとおり、当市の人権擁護委員でありました田村良夫氏が不幸にして昨年十一月に亡くなられ、その後空席となっていたわけですが、いろいろと検討してまいりました結果、後任といたしまして、福生市大字福生一、〇三八番地にお住まいの並木一男氏を推薦したいと存じまして、御提案申し上げた次第でございます。並木氏の履歴につきましては、資料として添付申し上げたとおりでありまして、現在、最高裁判所長官の任命により東京地方裁判所の司法委員として活躍中で

あり、そのほか各種の団体や会社役員など、非常に広範にわたって活躍されておりまして、社会的にも多くの実績を積み重ね、年齢的にもますます活躍が期待され、お人柄も温厚で、誠実感にあふれた方でありまして、人権擁護という職務に最もふさわしい人であると存じますので、よろしく御審議を賜り、御答申しただきますようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第一号については、諮問どおり異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。よって諮問第一号は、諮問どおり異議ない旨答申することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君）ただいまからまた一般質問を行います。

二十二番 村尾栄次君。

（二十二番 村尾栄次君 登壇）

○二十二番（村尾栄次君）通告の順序に従って一般質問をいたします。

まず、西口再開発事業について質問をさせていただきます。

御承知のとおり、この再開発事業は、昭和五十五年三月に福生市商工会及び福生駅西口再開発協議会の名において、福生駅西口周辺地区再開発現況等調査報告書が提出され、それを受けて市当局が、昭和五十五年十月より昭和五十六年一月の間に、五回にわたって説明会を開催して、その結果をまとめ、福生駅西口周辺地区まちづくりに関するアンケート調査結果についてという題名で、五十六年六月二十四日の全員協議会の席で発表いたしました。その

後、昭和五十七年九月二十二日の全協において、福生駅西口周辺地区再開発調査報告書、二つございまして、基本計画と調査Ｂとが発表されたわけでございます。その後約一年を経過しておりますが、その進捗状況と、市としてどのようなことを行ってきたのか、質問をさせていただきます。

次に、ゲートボールのグラウンドの整備についてお尋ねいたします。

福生市の人口は、この五月一日現在、四万九千七百三十七人、そのうち年齢六十歳以上の方が四千三百八十人、約八・八％の割合となっておりますが、この率はますます増大するであろうと思われま

す。近年、各市においてゲートボールが盛んとなり、楽しみなからゲームをする人をあちうこちうで見受けられるようになりました。私たち福生市においても、大ぜいの人たちがこのゲームをするようになり、ましたが、福生市においても、東京都ゲートボール協会福生支部がやっと生まれてきようとしております。そのような現状の中でお尋ねいたします。

第一に、ゲートボールの協会等の取り扱いについて、社会体育の一環として扱うのか、あるいは老人福祉として対処していくのか、市側の考え方について、まずお尋ねいたします。

続いて、グラウンドの整備等については、どこの所管としていくのかと、そういうことについてお尋ねいたします。

最後には、新設等の要望があった場合には、どのような方法で対処していくのか、以上三点についてお尋ねをいたします。

以上で第一回目の質問といたします。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 村尾議員さんの一般質問に対してお答えいたします。

第一点の西口再開発事業についてでございます。

福生駅西口周辺のことにつきまして大変御心配をいただきました。ありがとうございます。西口周辺のまちづくりに対する私の考え方、基本姿勢は、何度か申し上げてまいりましたが、都市環

境の改善、防災性の向上、職住近接が図られて、商業振興にもつながるようなまちづくり、そのことが、他の商店街を含めて、共存共栄といった社会的利益にもつながる大きな要素があるとの確信しております。つまり、西口商業の地盤沈下現象をそのままにしておくことは、当市全般の商業振興上からも問題があるかと私はとらえております。

このようなことから、市では、昭和五十六年度において、基本計画案並びに事業化案を作成いたしましたして、五十七年度後半から一つのたたき台として、地元説明会を通じて降ろし、街区単位、ブロック会などでの議論を展開していただいたのであります。また、土地所有者へも呼びかけてきたところでございます。しかし、御案内のように、昨今の経済情勢、不況ムードから、正直申し上げまして、決して活発とは言えません。私は、四月のまちづくりニースにも書きましたが、再開発事業、特に、その初動段階は、行政主導でなく、極力民間主導でいくことがよいと考えております。

す。行政があせったがために、府中市のように問題になっている例もあります。私は、この種の事業は、早く行うことが必要な一方、また長い息も大事だと思えます。そのようなことでございしますので、時期が熟すことを待つことも肝要かと思えます。東口区画整理事業が始まるまでに十年を要したと聞いております。したがって、本件はもう少し時間をいただきたいと、このように思います。そこで、今後の進め方といたしましては、すでに組織化されていきますブロック会、あるいは開発協議会、さらには土地所有者並びに借地人等、つまり関係者間のコンセンサスを得ることが重要であり、必要ですので、いろんな点にわたって積極的な協議がなされるように指導してまいります。そして、でき得れば、年度内に一つの街区ぐらゐは準備組合が結成され、発足してもらいたいと考えております。

このように進みますと、五十九年度に組合設立の認可を得て、一部事業にも着手ができるのではないかと考えていますし、そう

なるように指導に当たっていきなさいと思います。議員各位におかれましても、何とぞよろしくお願いを申し上げる次第であります。

第二点のゲートボールクラブの整備についてでございます。

ゲートボールが年々盛んになっていることは、村尾さんのおっしゃるとおりでございます。私もよく承知しております。いまゲートボール人口は、お年寄りを主に、全国では三百万人以上もその愛好者がいると聞いております。当市におきましても、約百八十人前後のお年寄りの方がゲームを楽しんでおられるようであります。現在がランドは十一カ所、十三面ほどございます。そして、御指摘のように高齢化社会の本格的な到来とともに、このスポーツは、手軽にできる運動としてますます盛んになるものと思われれます。若い層にも普及していくのではないでしようか。私は大変によいことと思っております。

当市におきましては、九年ほど前に武蔵野福寿会からスタートしたこのことで、福祉事務所がタッチし、社会福祉協議会

でお世話するとか、会場管理が教育委員会であることから、社会教育課で大会のときなどテント張りを手伝うとか、要するに、行政としてきちんとした担当が決まっていなままの状態に現在に至っている状態であります。ですから、他市のチームとの試合交渉とか、大会参加がおろそかになるといった問題があるようです。これには、野球連盟とか柔道連盟とかいったような組織化がされていないといったことの問題があります。

御質問の社会体育の方でとらえていく考えがあるかにつきまして、いろいろ申し上げたように社会的要素でもありますから、早急に関係部課で調整をいたさせまして、きちんとしていくようにしたいと考えております。

グラウンドの整備につきましても、その調整の中で合わせて検討いたさせまして、喜んでいただけるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 二十二番（村尾栄次君） どうもいろいろお答えをいただきまして